

## 排水基準の一部改正

## 1 背景

本市では、特定事業場から公共用水域に排出される水について、国の定める排水基準（水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。））に基づき東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則により排水基準を定めています。排水基準は、東近江市環境審議会の意見を聴いて定めることとしており、今回、国の定める基準が見直されたこと及び湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼特措法」という。）に基づく規制と重複している基準の廃止等について施行規則を一部改正するものです。

## 2 改正箇所

排水基準は、市条例施行規則別表第3で定めており、改正内容は別紙1のとおりです。

## ① 水濁法の排水基準見直しに伴い改正するもの

別表第3-1(1) 有害物質に係る排水基準

別表第3-1(2)～(3) 有害物質以外のものに係る排水基準

} ⇒ 別紙1のとおり  
(基準値、名称変更)

## ② 湖沼特措法と規制が重複しているため廃止するもの

別表第3-3 排出水の総量に係る排水基準（有害物質以外のもの）

⇒ 湖沼特措法の規制強化に伴い、重複規制として廃止します。

## ③ 記載方法を改正するもの

別表第3-4 排出水の濃度に係る排水基準の測定方法

⇒ 物質ごとの測定方法を個別に記載していましたが、一括して「環境大臣が定める方法」と記載を改めます。

## 3 改正スケジュール

令和3年10月20日 環境審議会 諮問

環境審議会 答申

( 答 申 後 )

規則改正

令和4年4月1日

施行（予定）

## 東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則(別表第3)の改正箇所

| 別表番号                       | 改正内容                     | 変更前   | 変更後   |
|----------------------------|--------------------------|---|---|
| 第3-1(1) 有害物質に係る排水基準        | トリクロロエチレン                | 0.3mg/L   | 0.1mg/L   |
|                            | 1,1-ジクロロエチレン             | 0.2mg/L   | 1.0mg/L   |
|                            | シス-1,2-ジクロロエチレン          | シス-1,2-ジクロロエチレン                                 | シス-1,2-ジクロロエチレン   |
|                            | セレン                      | セレン   | セレン及びその化合物  |
|                            | ほう素<br>(第3-1(2)～(3)から移動) | ほう素含有量<br>2mg/L                                 | ほう素及びその化合物<br>10mg/L  |
|                            | 弗素<br>(第3-1(2)～(3)から移動)  | 弗素含有量   | 弗素及びその化合物   |
|                            | アンモニア等の合計                | アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物、硝酸化合物の合計<br>1リットルにつきミリグラム | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計<br>1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量ミリグラム                             |
|                            | 1,4-ジオキサン                | (基準なし)  | 0.5mg/L   |
|                            | ほう素                      | -   | (別表第3-1(1)へ移動)  |
|                            | 弗素                       | -   | (別表第3-1(1)へ移動)  |
| 第3-3 排水水の総量に係る排水基準(有害物質以外) | 削除                       | 湖沼水質保全特別措置法の規制強化に伴い、重複規制として削除                   |   |
| 第3-4 排水水の濃度に係る排水基準の測定方法    | 記載方法の変更                  | 別表第3の4<br>排水水の濃度に係る排水基準の測定方法<br>※物質ごとに個別記載      | (新設)第7条第2項<br>排水水の汚染状態の測定は、環境大臣が定める方法及び別表第3の4に掲げる方法により行うこととする。<br>別表第3の4<br>測定方法<br>アンチモン含有量 日本産業規格K0102 62に定める方法 |